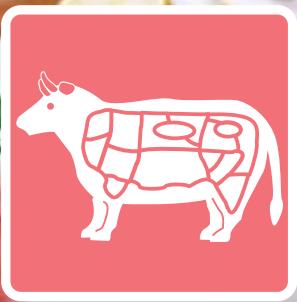


畜産物の品質表示



畜産物の品質表示

畜産物は「肉類」と「食用鳥卵」に分類されます。



畜産物

肉類

食用鳥卵

★牛肉、豚肉、いのしし肉、馬肉、めん羊肉、やぎ肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類（単に切斷、薄切りしたもの並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。）

★鶏卵、アヒルの卵、うづらの卵、その他食用鳥卵（殻付きのものに限る。）

パックや包装されていない畜産物の表示事項は「名称」と「原産地」です。

国産品

★その内容を示す一般的な名称を記載

名称

豚ロース肉

原産地

兵庫県産

★国内における飼養期間が国外における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したもの除く。

★国産品は国産である旨を記載。

ただし、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を原産地として記載することも可。この場合、国産である旨の記載は省略可。

輸入品

★その内容を示す一般的な名称を和名で記載

名称

牛バラ肉

原産地

オーストラリア産

★国内における飼養期間が国外における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したもの含む。

★輸入品は原産国名を記載

容器又は包装して販売する畜産物の表示事項（特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条に規定する特定商品の場合。）

「名称」、「原産地」、「内容量」、「販売業者の氏名又は名称及び住所」。

表示する場所は

小売業者は容器又は包装の見やすい箇所や商品に近接した所に掲示、又はその他の見やすい場所に表示します。

文字は「日本工業規格Z8305」に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一の取れた活字を使用

★名称 →

鶏もも肉

★原産地 →

ブラジル産

★内容量 →

500g △△円

★消費期限 →

消費期限 21.3.31(℃以下で保存)

★販売業者 →

××スーパー株式会社
○○県××市×-××-○○○

国産品は国産である旨を記載。

ただし、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を原産地として記載することも可。この場合、国産である旨の記載は省略可。
輸入品は原産国を表示。

消費期限は「食品衛生法」で規定されています。

卵の品質表示



鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、
その他の食用鶏卵名を記載。

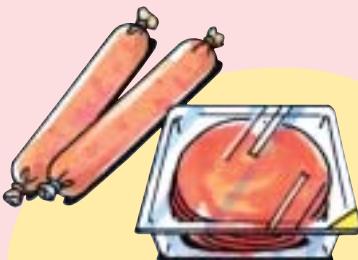
国産品には国産である旨、輸入品
には原産国名を記載。

名称	鶏卵
原産地	国産
選別包装者	○○養鶏場株式会社 ○○県△△市□□××-××-××
賞味期限	21.3.31
保存方法	10℃以下で保存
使用方法	生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限後は十分加熱調理してください

以下のような場合は加工食品です。「加工食品品質表示基準」に基づく表示を行ってください。



豚カツ等
(パン粉をつけた場合)



ソーセージ、ハム等



牛肉のたたき、
ローストビーフ等



焼肉
(調味液をつけた場合)

- Q 国産の食肉の原産地表示について、例えば、松坂牛、神戸牛等地名を関した銘柄名（ブランド名）が表示してある場合には、原産地名の記載を省略することはできますか。

- A 1.「主たる飼養地が属する都道府県」と「銘柄等に含まれる地名が属する都道府県」とが異なる場合については、その畜産物の原産地が「銘柄等が含まれている地名」であるとの誤認を消費者に与えるおそれがあることから、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として表示することが必要です。

2.また、原産地名の記載を省略することが可能であるのは、「主たる飼養地が属する都道府県」と「銘柄等に含まれる地名が属する都道府県」が同一である場合に限られます。

- Q 複数の国で飼養される畜産物について、「国産品」、「輸入品」とはどのようなものを指すのですか。

- A 「国産品」とは、国内における飼養期間が、外国における飼養期間(2カ国以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間)よりも長い家畜を国内でと畜して生産されたものを指します。

国産品の例 *（ ）の数字は畜産物の飼養月数を示す。以下同じ。

X国(12)	国内(18)	
X国(10)	Y国(8)	国内(12)

一方、「輸入品」とは、「国産品」以外のものであり、具体的にはある外国における飼養期間が日本を含めた他国におけるそれぞれの飼養期間よりも長い家畜から生産されたものを指します。

輸入品（X国産）の例

X国(18)	国内(12)
X国(14)	Y国(6)

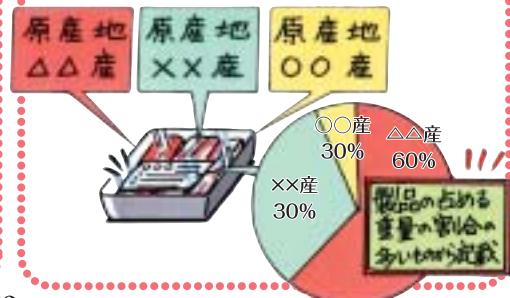
- Q 食肉の原産国名の表示の仕方について、米国産をUSAやUSと表示することは認められますか。

- A 1.生鮮食品品質表示基準は、消費者に商品選択の情報を提供することが目的ですので、表示事項の記載は日本語で、理解しやすい用語によらなければなりません。

2.この場合のように米国産をUSAやUSと表示することは原則認められません。
(原産国の表示としてよいものの例)
米国、アメリカ、アメリカ合衆国、合衆国、
豪州、オーストラリア、台湾(タイワン)、
台湾、中国、中華人民共和国

- Q** 複数の原産地のものを混ぜた場合は、どのように表示するのですか。

- A 「生鮮食品品質表示基準第4条第1項第2号」の規定により、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合は、当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載します。



水産物の品質表示



水産物の品質表示

水産物は5つに分類されます。



魚類

- ★淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類



水産物



水産動物類

- ★いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うな・なまご類、かめ類、その他の水産動物類



海産ほ乳動物類

- ★鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類



貝類

- ★しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい・はまぐり・あさり類、ばかりがい類、あわび類、ざえ類、その他の貝類



海藻類

- ★こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

●形状としては、ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身(盛合せたものは加工品です。)、むき身、単に冷凍及び解凍したもの並びに生きたものを含みます。

必要な表示事項は「名称」と「原産地」です。



名称

ぶり

原産地

○○県 養殖

名称

メロ

原産地

南極海

冷凍された水産物を解凍したものには「解凍」、養殖された水産物には「養殖」の表示が必要です。

★内容を示す一般的な名称を記載してください。
海外の魚で誤った名称表示の一例(右の表示はできません。)

- | | |
|--------------|-------------|
| ・メロ | → ムツ、ギンムツ |
| ・ナイルパーク | → スズキ、シロスズキ |
| ・キング、キングクリップ | → アマダイ |
| ・シルバーワレフー | → 沖ブリ |

★国産品は生産した水域の名称(以下「水域名」という)又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名)。ただし、水域名の記載が困難な場合は、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができます。

★輸入品は原産国名を記載。

★国産品にあっては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県を、輸入品にあっては原産国名に水域名を併記することができます。



原産地表示例

国産品				輸入品	
まだい	香川県沖	ぶり	天草灘(熊本県)※	キングサーモン	カナダ
わかさぎ	霞ヶ浦	さんま	三陸沖(大船渡港)※	タチウオ	モロッコ(大西洋)※
きんめだい	下田沖	シロサケ	石狩湾	タラバガニ	ロシア(オホーツク海)※
あゆ	四万十川	かき	気仙沼湾	ぎんざけ	アメリカ
ニシン	銚子沖	しじみ	宍道湖	からすがれい	アメリカ
かつお	高知沖	まこがれい	若狭湾	ブラックタイガー	タイ
まあじ	和歌山沖	まだこ	明石沖	はまぐり	中国
するめいか	日本海(新潟県)※			たいせいようさば	ノルウェー

*水域名と港名又は県名、国名と水域名を併記する場合は※のように記載してください。

名称例

品名	名称	品名	名称	品名	名称
いか	やりいか けんさきいか あかいか するめいか もんごういか こういか ほたるいか等	あじ	まあじ むろあじ しまあじ ひらあじ等	かれい	まこがれい いしがれい おひょう からすがれい さきがれい まがれい くろがれい等
えび	いせえび 甘えび くるまえび 大正えび ブラックタイガー等	ぶり	かんぱち ひらまさ等	さけ・ます	べにざけ しろざけ ぎんざけ アラントイックサーモン からふとます さくらます等
		たい	まだい くろだい きだい ちだい(はなだい)等	たら	すけとうだら まだら等
				貝類	かに
まぐろ	くろまぐろ みなみまぐろ(インドまぐろ) めばち きはだ等		かき ホタテ貝 さざえ あわび あおやぎ ホッキ貝 いがい等		たらばがに べにずわいがに けがに がざみ(わたりがに)等
かじき	まかじき めかじき しろかじき等			さば	まさば ごまさば等
ひらめ	ひらめ			[輸入水産物]	からふとししゃも メロ ナイルパーチ ロコ貝 メルルーサ ムール貝等
たこ	いいたこ まだこ みずだこ等				
くじら	みんくくじら つちくじら ごんどうくじら ばんどういるか等				

★その他に、うに・あこうだい・あまだい・いしたい・いづみだい(ティラピア)・えぼだい・きんめだい・しゃこ・ぎんだら・したびらめ・まながつお等の名称も参考にしてください。

パック詰めした鮮魚、生カキを販売する場合は



★前ページ参照

名 称	メバチマグロ(刺身用) 解凍
原 産 地	韓国産(北太平洋)
消費期限	21.2.28
保存方法	10℃以下で保存
販売業者	○○スーパー株式会社 東京都○○市××一△△

「解凍」したもの、「養殖」したものはその旨表示。

加工業者
又は販売業者の名称と住所を記載。

名 称	生かき (生食用)
採取海域	広島県海域広島湾
消費期限	21.2.28
保存方法	10℃以下で保存
加工業者	○○水産株式会社 広島県○○市××一△△
原 産 地	広島

消費期限は「食品衛生法」で規定されています。

国産品には生育した水域名が養殖場がある都道府県が、輸入品には原産国名が記載されています。

表示に用いる文字は「日本工業規格Z8305」に規定する8ポイントの活字以上の大さの統一のとれた活字を使用。

水産物の品質表示Q&A

Q 水域名の記載の仕方について何か決まりがあるのですか。例えば、太平洋、日本海といった表示でもよいのですか。

A 水域名については、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」(平成15年6月:水産物表示検討会(水産庁))にならって表示することが基本となります。
詳細は、ガイドラインを参照願います。
ガイドラインのURL:

[http://www.jfa.maff.go.jp/
youji/15.06.27.1.html](http://www.jfa.maff.go.jp/youji/15.06.27.1.html)

なお、近海、遠洋等の表示は水域名としては不適切です。

Q 都道府県独自の商標等のシールを貼っている場合及びホタテ貝柱製品に原産地を記載した安全証紙を貼付している場合、原産地表示と見なすことができますか。

A その商標等のシール及び安全証紙に、水域(水域の記載が困難な場合には、水揚げした港、水揚げした港が属する都道府県名)の表示が分かるようになっていれば、それを原産地としても差し支えありません。

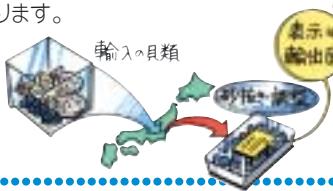


Q 「水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港が属する都道府県名の記載に代えることができる」とは具体的にどのような場合ですか。例えば、北太平洋で捕ったものを焼津港に水揚げした場合、「静岡県」と記載できますか。

A 水揚げした港又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる場合とは、水域をまたがって漁をする場合等水域名の記載が困難な場合です。したがって、北太平洋で漁獲されたことが確認されれば、「北太平洋」と表示することになります。水域名の記載は、魚種により広範囲に回遊するもの、沿岸にいるもの等があって一律に規定できないことから、魚種ごとにこのような特性を踏まえて一般消費者の選択に資する水域名を記載すべきものと考えています。

Q 輸入後国内で蓄養した貝類の原産地の扱いはどうなりますか。

A 輸入後、出荷調整や砂抜きのため国内で蓄養した貝類の原産地は、その輸出国となります。



Q マグロ単品の刺身、複数の種類の刺身を盛り合わせたもの、鍋物セットの表示の取り扱い(店外処理、店内処理のそれぞれについて)はどのようなものですか。

A 表にまとめれば次のようにになります。

	単品の魚を切斷 (例:マグロの刺身)	複数の魚を切斷し、盛り合わせ (例:刺身盛り合わせ、鍋物セット)
処理後のものを仕入れて販売	生鮮食品です。 →「名称」及び「原産地」を表示	加工食品です。 →「名称」、「原材料名」、「消費期限」、「保存方法」、「内容量」、「製造業者の氏名又は名称及び住所」を表示
店内で処理して販売	生鮮食品です。 →「名称」及び「原産地」を表示	加工食品ですが、表示不要。 →飲食料品を製造し、又は加工し、一般消費者に直接販売するものに該当するので、表示不要 (注)食品衛生法上の表示は必要

Q 水産物で輸入品の原産国はどのような基準で判断するのですか。

A 1.世界関税機関(WCO)の協定に基づき、関税法基本通達では、「原産地(ORIGIN)とは、ものの起源、由来、素性を示す地名のことをいう」とされており、水産物の場合、「ひとつの国において漁ろうにより得られた物品」、「ひとつの国の船舶により公海で採捕された水産物」については、当該漁ろう活動が行われた国、当該船舶が属する国が原産国であるとされています。また、「選別、仕分け及び包装したもの」、「単なる混合及び切断」、「輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬け、その他これらに類する行為」等は加工処理されたものに含まないものとしています。

2.水産物の輸入品の原産国表示をする場合は、このような国際ルールに基づいて、漁ろう活動が行われた国及び漁獲を行った船舶が属する国が原産国となります。

3.なお、第三国経由で輸入されたり、第三国で単なる切断、冷凍等の行為が行われても、これらは原産国を変更することにはならず、上記2の国が原産国となります。



Q マグロ単品の刺身にツマ、大葉が添えられている場合、この名称、原産地の表示の取り扱いはどうなりますか。

A マグロ単品の刺身にツマ、大葉等が添えられている場合、全体としてこれがひとつの生鮮食品であり、主たる商品であるマグロについてのみ名称及び原産地の表示が必要であり、その他の表示は不要です。



Q 海藻や貝類等で給餌を行っていない場合には、養殖の表示は必要ないですか。

A 水産物品質表示基準第2条の定義にあるとおり、給餌していかなければ養殖には該当しませんので、養殖の表示は不要です。



Q 養殖に該当しない水産物については、「天然」の表示は可能ですか。

A 水産物品質表示基準で規定する養殖は「幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成すること」をいい、この定義に該当するものについて養殖の表示が義務付けられるということであり、この養殖の定義に該当しないものについて天然と表示できるということではありません。しかし、事実として天然のものであれば、表示は可能です。



Q マグロの刺身(さく)で凍結状態のものを冷蔵ケースで販売するときは、解凍の表示は必要ですか。

A 凍結状態のものを冷蔵ケースで販売するときには、冷蔵ケースに入れた直後は冷凍であったとしても、凍結状態を保つことができないことから、解凍の表示が必要です。

